

議第 83 号

下呂市基金条例の一部を改正する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 2 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

芸術文化の振興及び持続的な観光まちづくりの推進を目的に基金を設置及び廃止するため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市基金条例の一部を改正する条例

下呂市基金条例（平成16年下呂市条例第56号）の一部を次のように改正する。

改 正 後			改 正 前		
(設置)			(設置)		
第3条 積立基金として設置する基金の名称、設置の目的及び積立額は、次のとおりとする。			第3条 積立基金として設置する基金の名称、設置の目的及び積立額は、次のとおりとする。		
基金の 名称	設置の目的	積立 額	基金の 名称	設置の目的	積立 額
(1)～(11) (略)			(1)～(11) (略)		
(12) <u>下呂市温泉地再開 発基金</u>	<u>観光施設等の拡充整備を図るため</u>	<u>市長が定める額</u>	(13)～(27) (略)		
(27) <u>下呂市アートプロジェクト基金</u>	<u>市内で開催する芸術祭に要する経費の財源に充てるため</u>	<u>市長が定める額</u>			
(28) <u>下呂市宿泊税活用</u>	<u>観光客の受入環境整備等に要する経費の財源に充てるため</u>	<u>市長が定める額</u>			

改正後					改正前		
	事業 基金						
	(29) 下呂 市入 湯税 活用 事業 基金	温泉の保護活用、宣 伝誘客事業等に要す る経費の財源に充て るため	市長 が定 める 額				
2	(略)				2	(略)	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【参考資料】

下呂市基金条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

芸術文化の振興及び持続的な観光まちづくりの推進を目的に基金を設置及び廃止するため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

- (1) 下呂市で開催する芸術祭の運営並びに作品の制作及び維持管理等関連事業に要する経費の財源とする「下呂市アートプロジェクト基金」を新たに設置します。

(第3条関係)

- (2) 「下呂市温泉地再開発基金」を廃止し、観光客の受入環境整備等のため宿泊税の一部を積立てて財源とする「下呂市宿泊税活用事業基金」及び温泉の保護や宣伝誘致事業等のため入湯税の一部を積立てて財源とする「下呂市入湯税活用事業基金」を新たに設置します。

(第3条関係)

- (3) この条例は、公布の日から施行します。

(附則関係)